

2017年4月18日・19日

名古屋税関保稅会保稅事務研修会（役員）資料

# 最近の税関行政等について



名古屋税関監視部長 矢幅 直彦

1	沿革等	
	・名古屋税関の沿革	1
	・税関の3つの使命	3
2	安全・安心な社会の実現	
	・不正薬物の摘発状況	5
	・伊勢志摩サミット等を踏まえたテロ対策	10
	・情報提供依頼	15
3	適正かつ公平な関税等の徴収	
	・国税収入額の状況等	17
4	貿易円滑化の推進	
	・AEO制度	20
	・輸出入申告官署の自由化の概要	23
	・EPA（経済連携協定）	26
5	管内貿易概況	33
6	平成29年度関税改正	36

# 1. 沿革等 ～名古屋税関の沿革～



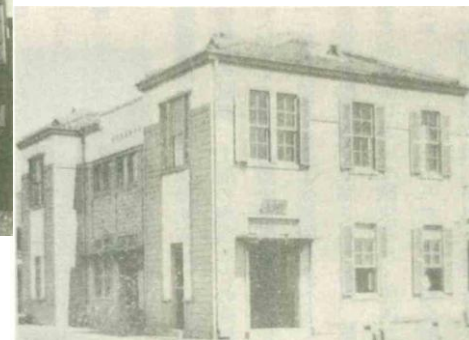
名古屋港における税関の歴史は、明治40年11月に当時の熱田港が名古屋港と改称されるとともに開港となり、同時に大阪税関名古屋税関支署が設置されたのが始まりである。

以降、昭和12年10月、これまで大阪税関の管轄であった愛知県、三重県、岐阜県の3県と横浜税関の管轄であった静岡県、長野県の2県、計5県を管轄する名古屋税関として独立した。

明治22年11月	四日市大阪税関出張所を設置
明治30年7月	清水横浜税関支署を設置
明治32年8月	大阪税関武豊税関支署を設置
明治40年11月	大阪税関名古屋税関支署を設置
昭和12年10月	名古屋税関独立
昭和28年9月	名古屋外郵出張所を設置
昭和37年4月	稲永出張所を設置
昭和40年3月	名古屋税関庁舎（名古屋港湾合同庁舎）竣工
昭和41年4月	名古屋空港出張所等を設置
昭和42年7月	南部出張所を設置
昭和46年4月	金城埠頭出張所等を設置
昭和47年7月	西部出張所等を設置
昭和63年7月	諏訪出張所及び長野地区政令派出事務所を設置
平成8年11月	中出張所岐阜政令派出所を設置
平成17年2月	中部空港税関支署を設置
平成21年6月	金城埠頭出張所を廃止
平成21年7月	清水税関支署静岡空港出張所を設置
平成25年6月	中出張所を廃止



明治時代の清水税関支署



大正初期の四日市税関支署



大正3年建築の武豊税関支署



昭和23年建築の  
四日市税関支署庁舎

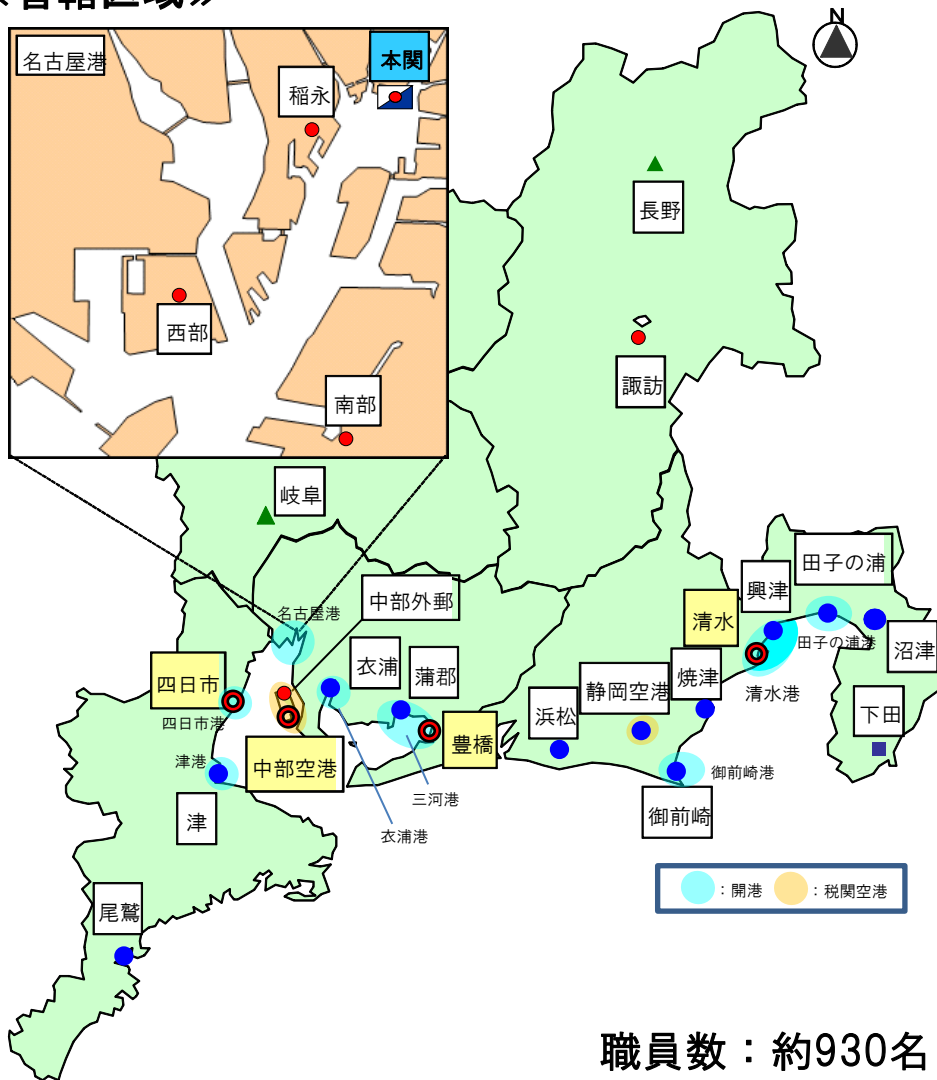


昭和23年建築の清水税関支署庁舎

# 1. 沿革等 ～管轄区域～

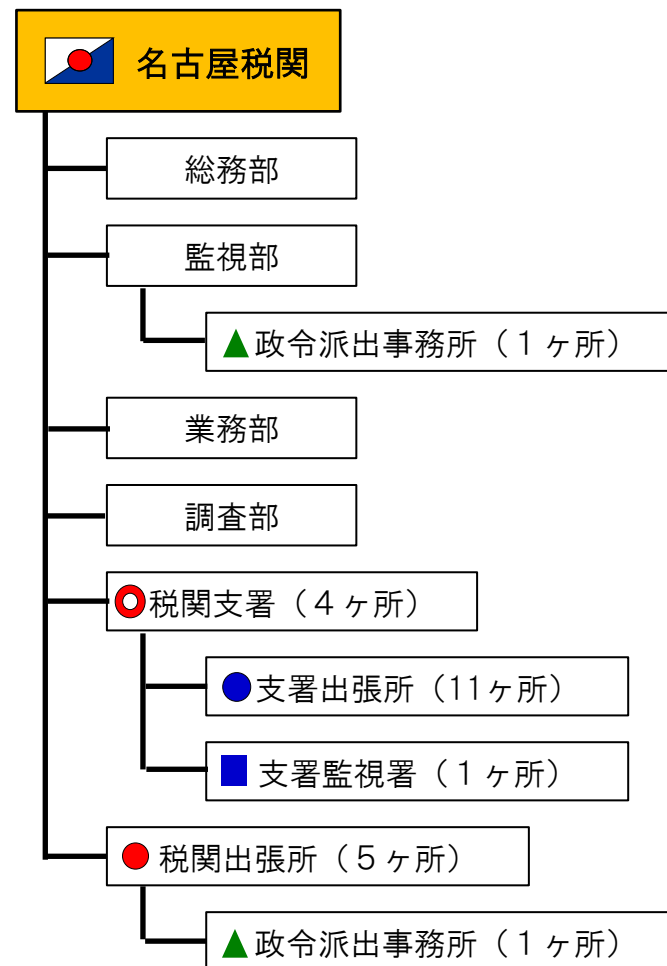


## 《管轄区域》



## 《機構》

2017年1月1日現在



○ 管轄区域は愛知、岐阜、三重、静岡及び長野の5県（開港8、税関空港2）



## 安全・安心な 社会の実現

- 社会悪物品、知的財産侵害物品の取締り
- テロ、大量破壊兵器に対する取締強化
- 先端技術を活用した検査機器の配備 等

## 適正かつ公平な 関税等の徴収

- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査
- 関税評価、関税分類、原産地規則の適用 等

## 貿易円滑化 の推進

- 貿易自由化と自由貿易協定等の締結
- AEO制度（外国税関当局とのAEO相互承認）
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
- NACCS海外展開（技術協力）

## 税関職員の行動指針

税関職員は、

- ・ 誠実に行動し、社会からの信頼と期待に応えます。
- ・ 誇りと使命感を持って、業務に取り組みます。
- ・ 円滑なコミュニケーションを図り、チームで前進します。
- ・ 改善意識を高め、日本と世界の変化に機敏に対応します。
- ・ 自ら学び考え、プロフェッショナルとして成長します。





# 安全・安心な社会の実現



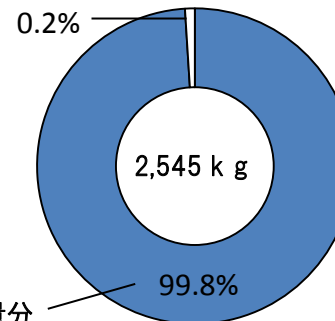
## 2. 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の摘発状況～



### 社会悪物品の摘発実績（2016年）

種類	年別	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		前年比(%) (名古屋)
		全国	名古屋	全国	名古屋	全国	名古屋	全国	名古屋	全国	名古屋	
覚醒剤	件	141	10	154	6	174	11	83	6	104	2	33%
	kg	482	11	859	10	549	15	422	12	1,501	3	25%
大麻	件	82	9	66	8	99	4	122	2	118	3	150%
	kg	132	10	13	0	74	0	34	0	9	0	30%
あへん	件	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	46	3	128	6	91	1	213	9	182	8	89%
	kg	11	0	135	3	6	0	26	0	121	0	112%
	千錠	4	0	17	0	2	-	1	0	1	0	600%
向精神薬	件	39	5	33	6	26	1	16	2	11	-	全減
	kg	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-
	千錠	12	2	10	1	9	1	7	0	2	-	全減
指定薬物	件	-	-	-	-	-	-	1,462	77	477	15	19%
	kg	-	-	-	-	-	-	40	2	19	3	153%
合計	件	308	27	382	26	390	17	1,896	96	892	28	29%
	kg	626	21	1,007	13	630	16	519	14	1,649	6	42%
	千錠	16	2	27	1	11	1	8	0	3	0	9%

### 覚醒剤の国内押収量全体に占める 密輸押収量の割合（2010年～2014年累計）

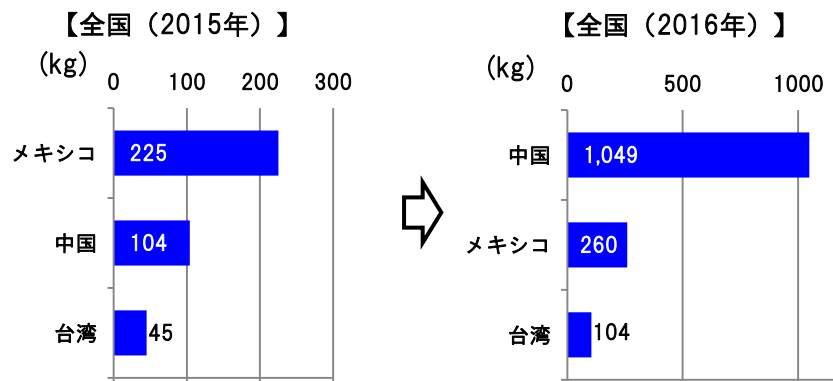


密輸押収量分

(注1) 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等其他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。

(注2) 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

### 密輸仕出別覚醒剤の押収量



【全 国】覚醒剤の押収量が約1,501kgと大幅に増加し、過去最高を記録。  
指定薬物の摘発件数は大幅に減少したが、477件と引き続き高水準。

## 2. 安全・安心な社会の実現 ～社会悪物品の摘発事例（全国）～



### 洋上取引による摘発事例

#### 事例1

2016年5月、沖縄地区税関は、関係機関と共同で、那覇港において外航ヨットに対する許可状に基づく捜索において、船底部等に隠匿されていた

**覚醒剤 約600kg**

を発見、摘発した。

※覚醒剤の一度の摘発量としては過去最高量。



#### 事例2

2016年2月、門司税関等6税関は、関係機関と共同で、東シナ海の海上において船籍不詳の船舶から受け取り、徳之島の漁港に陸揚げされた

**覚醒剤 約100kg**

を発見、摘発した。





## 2. 安全・安心な社会の実現 ～社会悪物品の摘発事例（名古屋）～



### 航空機旅客による摘発事例（中部空港税関支署）

#### 事例 1

2015年6月、中華人民共和国香港特別行政区から中部国際空港に到着した日本人男性を厳重検査した結果、スピーカー32個に小分けにして隠匿した**覚醒剤 約4,374g**を摘発。



覚醒剤を隠匿していたスピーカー



隠匿された覚醒剤

スピーカーの解体状況



【処理結果】  
2015年7月15日 告発

#### 事例 2

2016年5月、メキシコ合衆国からドイツ連邦共和国経由で中部国際空港に到着したメキシコ人男性を厳重検査した結果、スーツケース内に隠匿した**覚醒剤 約2,875g**を摘発。



隠匿された覚醒剤

スーツケースの解体状況



隠匿された覚醒剤



【処理結果】  
2016年5月24日 告発

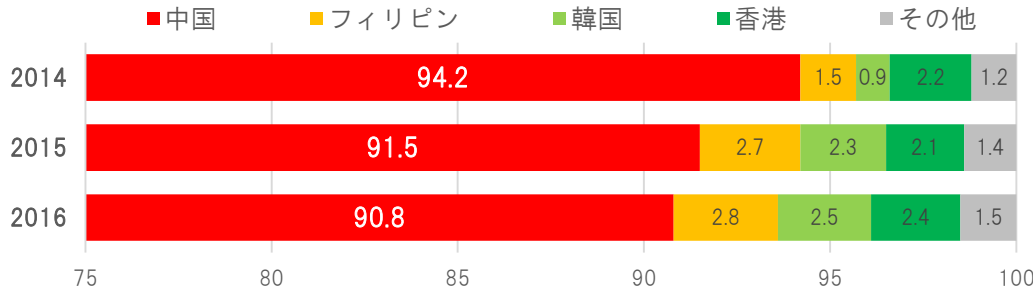
## 2. 安全・安心な社会の実現 ～知的財産侵害物品輸入差止実績～



### 《知的財産侵害物品の差止状況》

		2013年	2014年	2015年	2016年	シェア	
全国	件数	28,135	32,060	29,274	26,034	10.9%	
	点数	628,187	895,792	689,621	622,665		
名古屋	件数	2,474	4,530	3,865	2,845		8.6%
	点数	57,261	125,999	65,156	53,757		

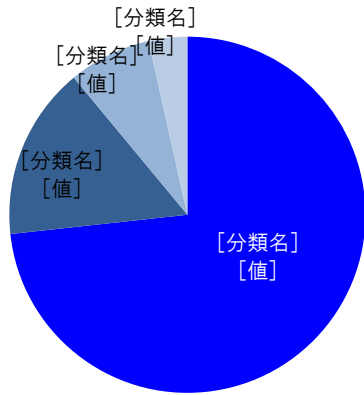
### 《仕出国別差止実績構成比》 (件数ベース：名古屋管内)



中国来貨物の差止件数の構成比は、引き続き9割以上

### 《知的財産別差止実績構成比》

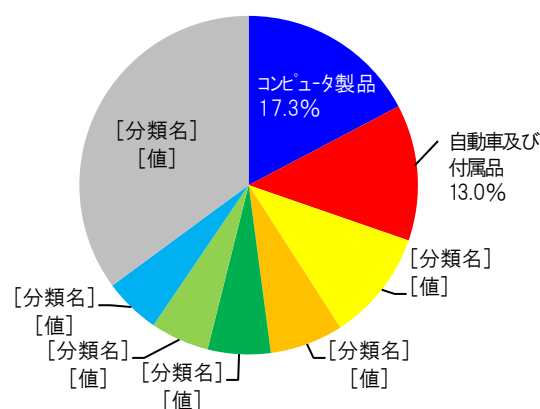
(2016年) (点数ベース：名古屋管内)



商標権侵害物品が最多

### 《品目別差止実績構成比》

(2016年) (点数ベース：名古屋管内)



コンピュータ製品が最多

### 隠匿事例

平成28年8月、中部外郵出張所の輸入検査により、アップル インコーポレイテッドの商標権を侵害する電源アダプタ **100点** を摘発。

#### 電源アダプタ外装全景



隠匿された商標を発見！！



シールをはがすと…



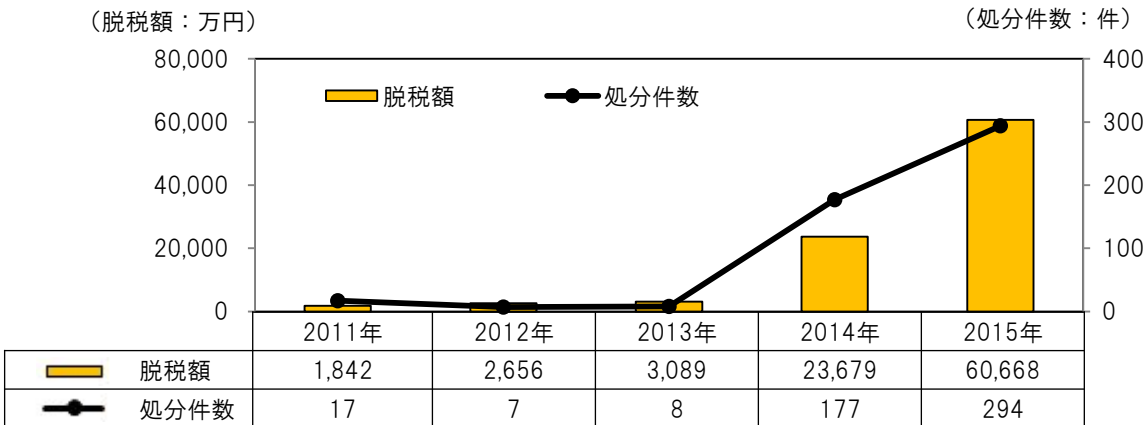
アップル社の商標権を侵害する物品を告発した事例

## 2. 安全・安心な社会の実現 ～金地金の摘発実績（全国）～



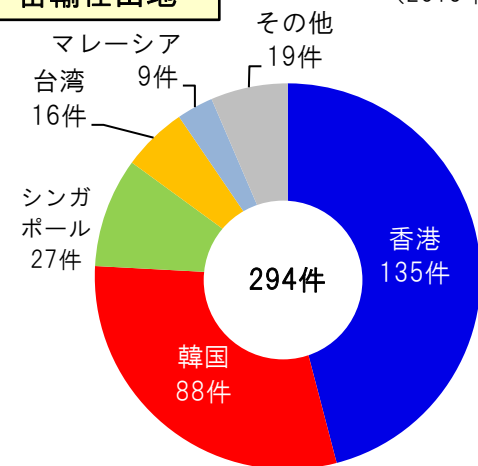
### 金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移

※ 事務年度ベース（7月～翌年6月）



### 密輸仕出地

(2015年)



### 隠匿・偽装事例

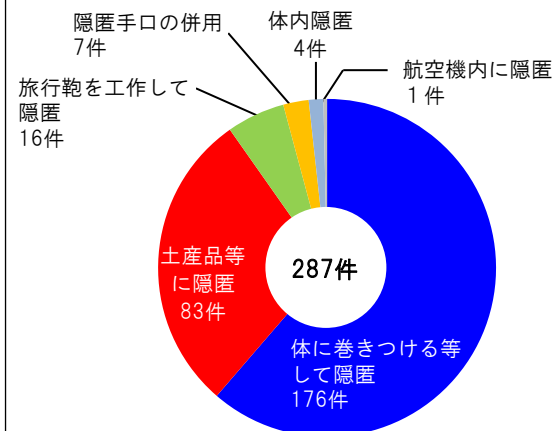
体内に隠匿した事例

ネックレスに偽装した事例



### 隠匿手口別処分件数

(2015年)



○ 金地金の密輸事件は、処分件数が294件（前年度比1.7倍）、脱税額が約6.1億円（前年度比2.6倍）といずれも過去最高。航空機旅客による密輸が287件（約98%）と大半を占めた。

### 1. 伊勢志摩サミットでの取組み

伊勢志摩サミットにおいて、名古屋税関では、財務省関税局指示の下、各税関・関係機関の皆様と連携し、国際テロリスト等によるテロ行為等を未然に防止するとともに、会議等の円滑な実施に資するため、以下の取組みを実施し、万全の態勢で臨みました。

- ◆ 伊勢志摩地区（中部国際空港、名古屋港等）及び大規模空港に集中的に人員・検査機器を投入（関係閣僚会合の開催地においても、人員・検査機器を集中投入）
- ◆ 乗客予約記録（PNR）等の活用による**要注意旅客・貨物の選定**
- ◆ 旅客の携帯品、海上・航空貨物、国際郵便物等の**審査・検査の強化**
- ◆ テロ対策合同訓練等による**関係機関（・関係団体）等との連携強化**

※ PNR（Passenger Name Record）とは、航空会社が保有する旅客の予約記録。

				
エックス線検査装置	不正薬物・爆発物探知装置（TDS）	車載式TDS	携帯型ラマン分光計	放射線検知装置

（表：税関に配備されている検査機器の例）

### 2. 税関を取り巻く環境

ベルギーの爆破テロ事件、バングラデシュにおける邦人殺害テロ事件が発生するなど厳しいテロ情勢の下、平成31年（2019年）のラグビーワールドカップ、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、税関に対して水際でのテロ対策強化が強く求められています。



## 主に一般市民を標的とした世界のテロ事件

**同時多爆破テロ事件（イギリス）**  
2005年7月7日、グレーンイーグルス・サミット開催中、ロンドンの地下鉄3か所及びバス3台が連続して爆破され、56人が死亡した。

**邦人殺害テロ事件（シリア）**  
2015年1月及び2月、ISILに拘束されていた邦人2名が、相次いで殺害された。

**地下鉄サリン事件（日本）**  
1995年3月20日、オウム真理教がサリンを使用したテロ事件により、12人が死亡した。

**爆弾テロ事件（ベルギー）**  
2016年3月22日、ブリュッセル国際空港及びマールベーク駅において爆弾テロ事件が発生し、22人が死亡した。

**飲食店襲撃事件（ハンガラデシュ）**  
2016年7月1日、首都ダッカにおいて飲食店を武装集団が襲撃し、邦人7人を含む20人が死亡した。

**同時多発テロ事件（フランス）**  
2015年11月13日、フランス首都パリで、武装したISILとみられるテログループが劇場、レストラン等6か所で銃撃、自爆テロを実施。120人以上が死亡した。

**爆弾テロ事件（インドネシア）**  
2016年1月14日、ジャカルタ中心部で複数の爆発及び銃撃戦が発生し、7人が死亡した。

**銃乱射事件（アメリカ）**  
2016年6月12日、フロリダ州のナイトクラブにおいて銃乱射事件が発生し、49人が死亡した。

○ イスラム過激派等によるテロ事件が世界各地で続発しており、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等はテロリストの標的となり得る。



## 2. 安全・安心な社会の実現 ～PNR（乗客予約記録）を活用した取締り～



- 平成23年(2011年)にPNR報告制度を導入。平成27年4月(2015年4月)、電子的報告を可能としシステム整備が完了した航空会社から順次、電子的報告開始(平成27年7月～(2015年7月～))。
- PNRには、氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、出発地、最終目的地のAPI(事前旅客情報)に加え、予約年月日、運賃支払方法、旅行日程、同行者、連絡先等が含まれる。
- 早期(予約時)に情報を把握できる点、情報が多岐にわたる点が利点。



※PNR=Passenger Name Record

## 2. 安全・安心な社会の実現 ～出港前報告制度について～

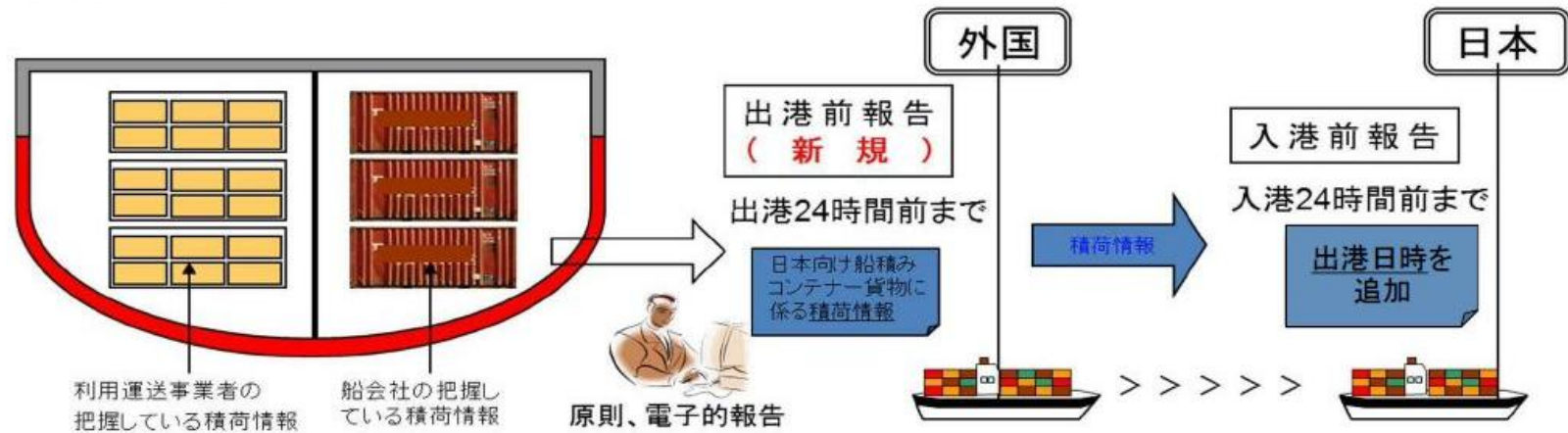


### ○ 出港前報告制度の目的

2001年(平成13年)に発生した米国同時多発テロを契機とし、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化するため、出港前報告制度を導入。

### ○ 出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける制度。



### ○ 制度施行後の運用状況

出港前報告制度は、平成26年3月に運用を開始。これまでのところ報告者(船会社、利用運送事業者等)及び税関において概ね適切に対応され、円滑に制度運用されている。

## 北朝鮮への主な制裁措置について（税関関係）

	主な措置
2006年7月	① 万景峰92号の入港禁止（特定船舶入港禁止特措法）（7月5日実施）
2006年10月	② 北朝鮮原産・船積みの全ての品目の輸入禁止（外為法第10条）（10月14日施行） ③ 北朝鮮籍船舶の入港禁止（特定船舶入港禁止特措法）（注：①を吸収）（10月14日施行）
2006年11月	④ 北朝鮮への奢侈品の輸出禁止（乗用車、たばこ、牛肉、宝石等24品目） （安保理決議第1718号（2006.10.14）に基づく措置）（11月15日施行）
2009年4月	⑤ 携帯輸出の届出を要する額を100万円超から30万円超へ引下げ（5月12日施行）
2009年6月	⑥ 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止（外為法第10条）（6月18日施行）
2009年7月	⑦ 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払手段等の輸出入を許可制にする等 （安保理決議第1874号（2009.6.12）に基づく措置）（7月7日施行）
2010年5月	⑧ 携帯輸出の届出を要する額を30万円超から10万円超へ引下げ（7月6日施行）
2010年7月	⑨ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法 （北朝鮮特定貨物の検査、提出命令及び保管等） （安保理決議第1874号（2009.6.12）に基づく措置）（7月4日施行）
2011年7月	⑩ 北朝鮮特定貨物に奢侈品を追加（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法）（7月14日施行）
2014年7月	⑪ 携帯輸出の届出を要する額を10万円超から100万円超へ引上げ（7月4日実施） ⑫ 人道目的の北朝鮮船舶の入港許可（7月4日実施）
2016年2月	⑬ 携帯輸出の届出を要する額を100万円超から10万円超へ引下げ（2月26日施行） ⑭ 人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止（2月19日施行）
2016年12月	⑮ 北朝鮮に寄港した全ての船舶の入港禁止（12月9日施行）




## 2. 安全・安心な社会の実現 ～情報提供依頼～



物流業・倉庫業関係者の皆様へ

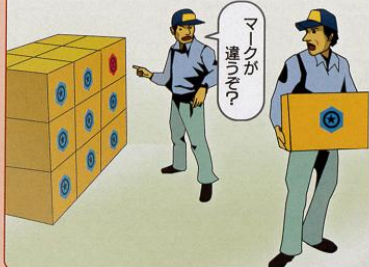


### けん銃、麻薬等の密輸防止にご協力を!

シロイ クロイ  
密輸ダイヤル  0120-461-961  
フリーダイヤル

▼こんな時は税関まで▼

同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。



営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。



インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。



通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。



不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りには、皆様の協力が必要です。

不審な貨物、密輸やテロ関連情報などがありましたら税関までお知らせください。

《不審な貨物の例》

- インボイスに記載されているものと違う貨物発見した。
- 同一貨物に他と異なるマークの貨物を発見した。
- 営業内容と関係がなさそうな貨物で、輸入者の説明があいまいな貨物である。
- 通関を異常に急がせる不審な輸入者である。
- 梱包テープを必要以上に使用しており、過剰に梱包されている。
- 時計、スイッチ、リード線、電池などが一緒に梱包されている。

些細な情報でもかまいませんので、  
情報提供をよろしくお願いいたします。

密輸フリーダイヤル：0120-461-961  
税関HP：<http://www.customs.go.jp/>

財務省・税関

<http://www.customs.go.jp/>

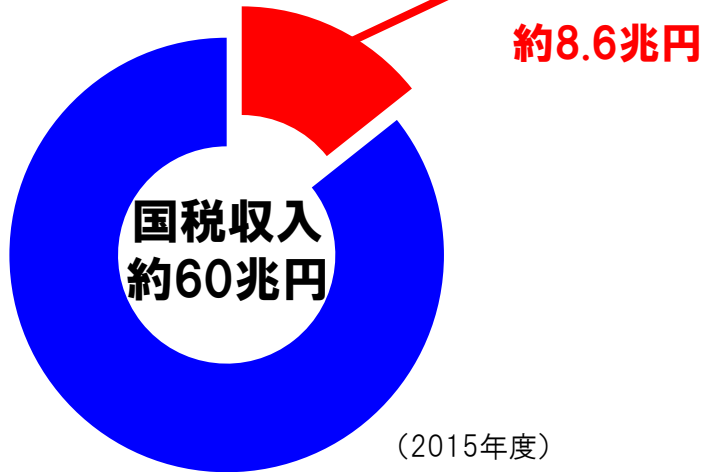


# 適正かつ公平な 関税等の徴収

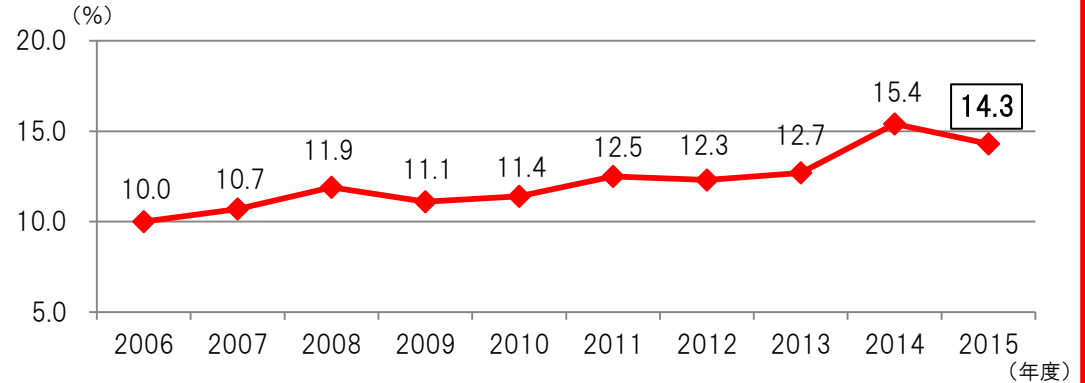


### 3. 適正かつ公平な関税等の賦課徴収 ～税関収入額の状況等～

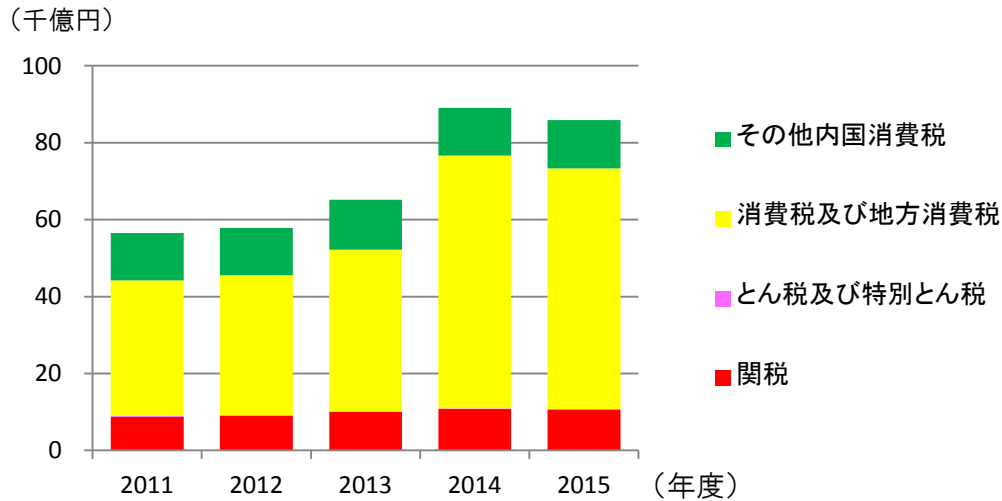
【国税収入額】



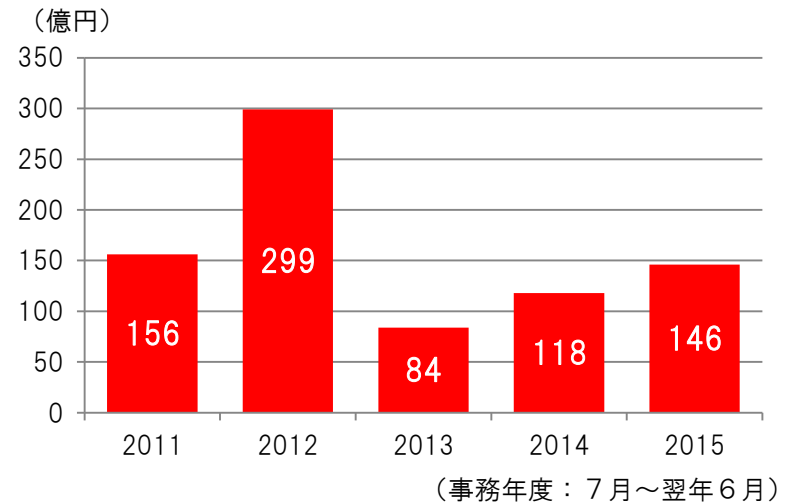
【国税収入に対する税関収入額の割合（全国）】



【税関収入額の内訳（全国）】



【事後調査による追徴税額（全国）】



○ 全国税関の収入額は約8.6兆円、国税収入の約14%を徴収する重要な歳入官庁



## ● 輸出物品販売場制度について

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（消費税免税店）を経営する事業者のうち、税務署長から許可を受けた販売場の事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度。

### （参考）空港型市中免税店（保税売店）

消費税だけでなく、物品にかかる関税や酒税・たばこ税も免除となる免税店。購入にはパスポートと航空券の提示が必要。購入した商品は空港等での出国手続終了後、エリア内に設けられた引渡所にて受け取ることができる。

### ◎免税対象範囲

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円以上で、50万円までの範囲内**のもの  
※消耗品以外の一般物品は5千円以上のもの

### ◎免税手続

① 免税販売に当たって事業者は、「購入記録票」を作成して非居住者の旅券等に貼付し割印

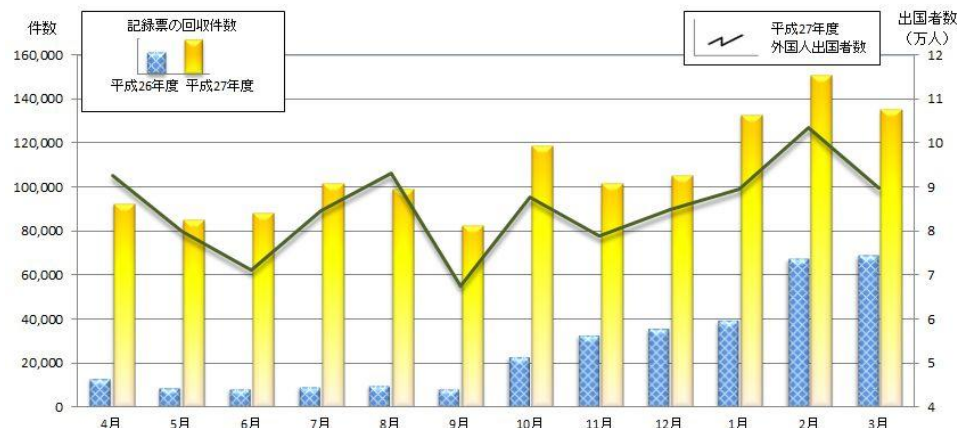
② 非居住者は「購入者誓約書」を事業者に提出

③ 税関は、出国の際に非居住者から「購入記録票」の提出を受け、必要に応じ、免税物品を確認。  
当該物品が輸出されないと判明した場合、税関は免税額に相当する消費税を徴収する。

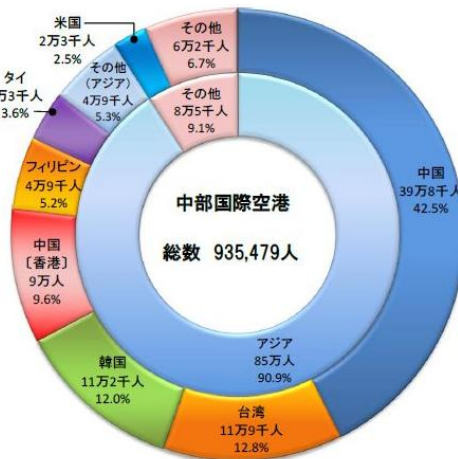
	2014年4月	2015年4月	2015年10月	2014年4月比
「輸出物品販売場」全国総数	5,777店舗	18,779店舗	29,047店舗	(5.0倍)
名古屋税関管内	452店舗	1,559店舗	2,573店舗	(5.7倍)

（販売場店舗数は「国土交通省観光庁」作成資料より）

## ● 中部国際空港における輸出免税物品購入記録票の回収件数等について



### ◎外国人出国者の地域・国別シェア (2015年)



### ◎全国における土産品の購入実態 (2015年)

主な費目	購入率	単価(円)
菓子類	65.0%	9,457
その他の食料品・酒・たばこ	58.8%	11,975
医薬品・健康グッズ・トイレット	47.3%	23,998
化粧品・香水	42.4%	29,446
服(和服以外)・かばん・靴	40.6%	38,841
電気製品	19.7%	43,639
カメラ・ビデオカメラ・時計	11.5%	70,770



# 貿易円滑化の推進

# 4. 貿易円滑化の推進 ～AEO制度（概要）～

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて国際物流におけるセキュリティ対策の強化

背景

国際競争力向上等のため  
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

## 国際標準に則ったAEO制度を導入(2006年3月)

- ・ 財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・ 国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保の両立  
⇒ 我が国の国際競争力を強化（その後、対象事業者、メリットを順次拡大）

### AEO制度とは

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において

- ①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
- ②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)

を税関と共にあらかじめ確認(※1)

2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

#### ※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練体制の整備

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

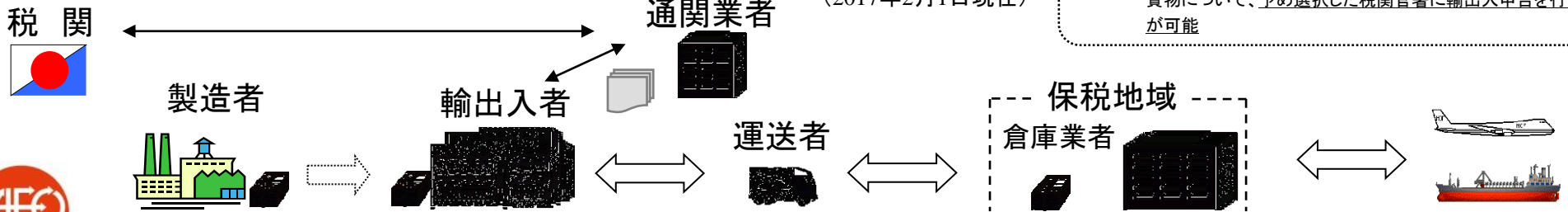
#### ※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続:貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続:貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続:運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要(税関への届出のみ)
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能

AEO制度の対象となる事業者 (名古屋 104者 / 全国 609者)

税関	パートナーシップ	輸入者 92者 (18者)	輸出者 240者 (47者)	倉庫業者 128者 (17者)	通関業者 142者 (22者)	運送者 7者 (-)	製造者 - (-)
----	----------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------

(2017年2月1日現在)

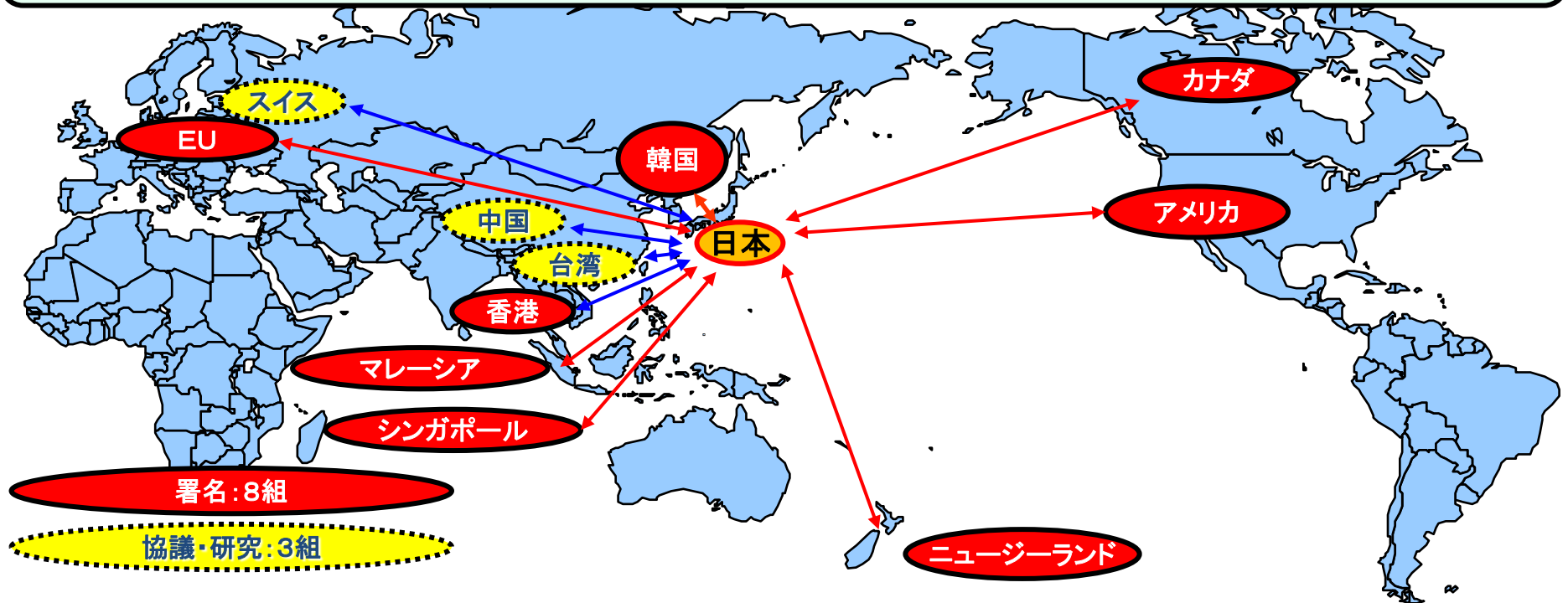




## 4. 貿易円滑化の推進 ～AEO制度（相互承認）～

世界各国との相互承認による日本のAEO事業者に対する効果

- ① 自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続きでも審査・検査が軽減される等のメリットが発生
- ② AEOとしての企業ステータスが国際的に認知される



- 世界では相互承認が46組あり、そのうち8組が日本（世界トップレベル）。
- 今後も、相手国・地域と我が国との経済的な結び付き等を考慮しつつ、相互承認の実施に向けた取組みを積極的に推進。

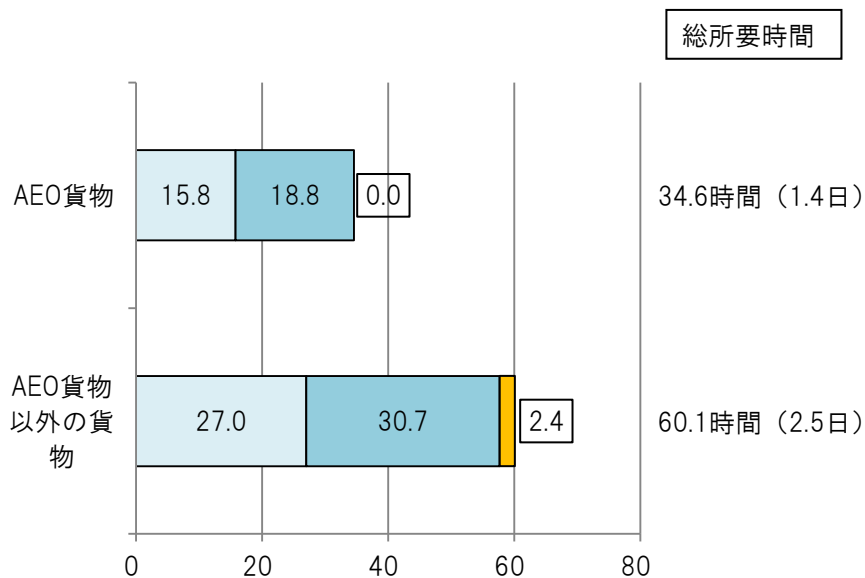




## AEOを利用した海上貨物の平均所要時間

調査期間：2015年3月9日（月）～15日（日）

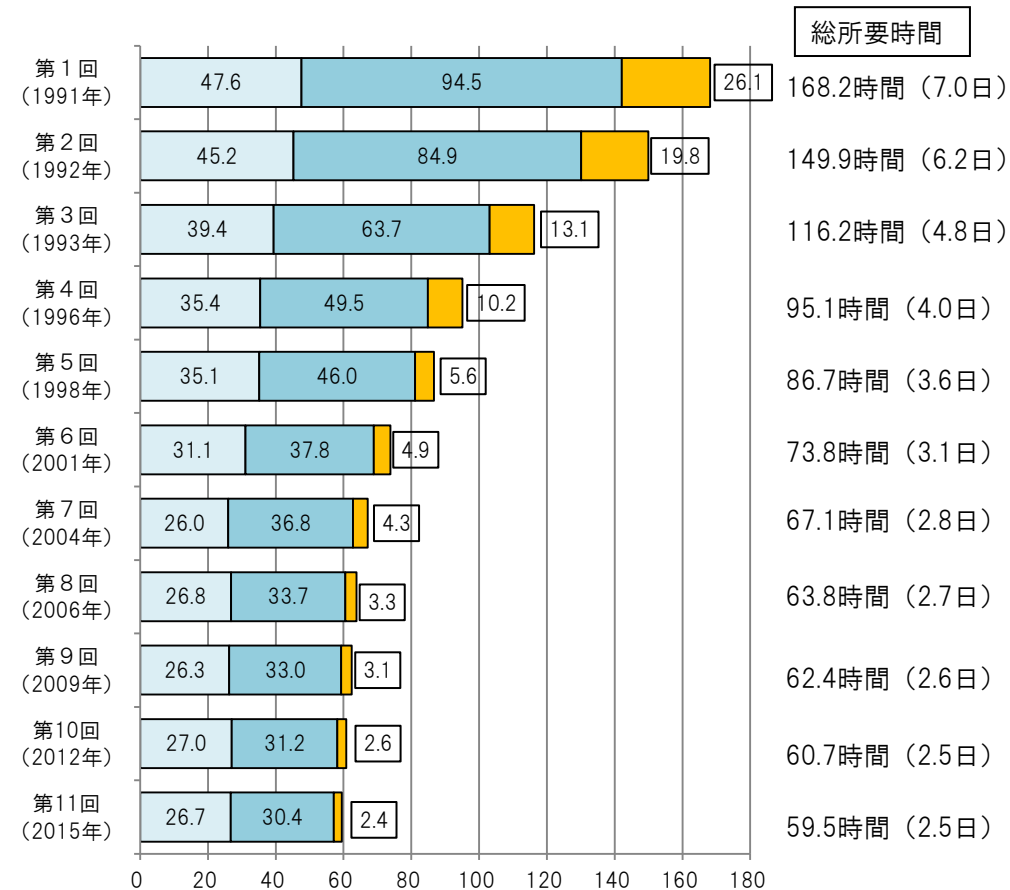
凡例： 入港～搬入 搬入～申告 申告～許可（通関所要時間）



通関所要時間

海上貨物におけるAEO輸入者の特例申告貨物の通関所要時間については、前回調査の0.1時間から**0.0時間**に短縮されています。

## 【参考】一般貨物の平均所要時間の推移



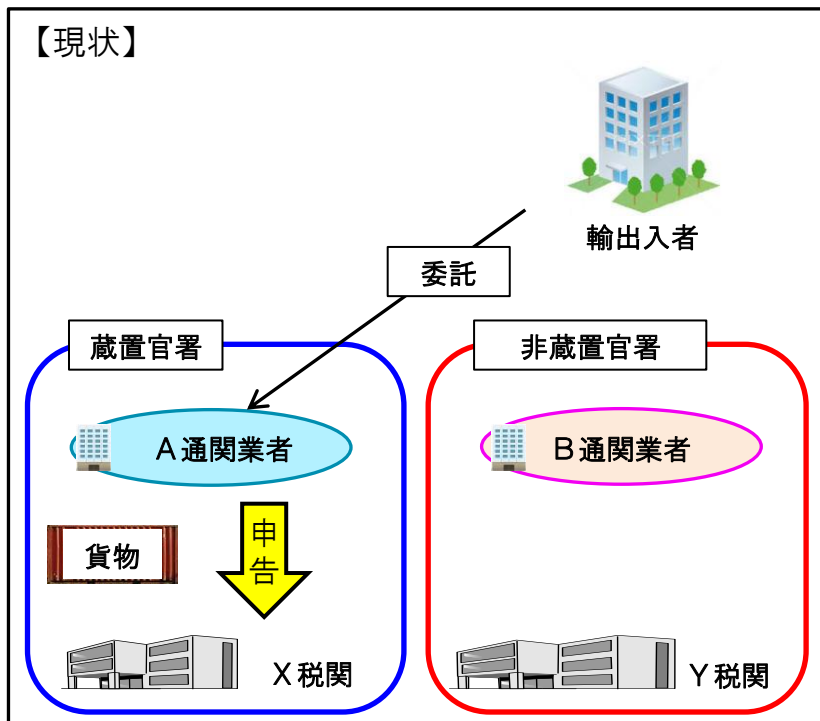
（注1）第10回調査までは、一般貨物の平均所要時間の実績。

第11回調査においては、平成26年の全輸入申告に占める一般貨物の許可件数とAEO貨物の許可件数の割合に応じて、一般貨物とAEO貨物の平均所要時間を加重平均して算出した実績。

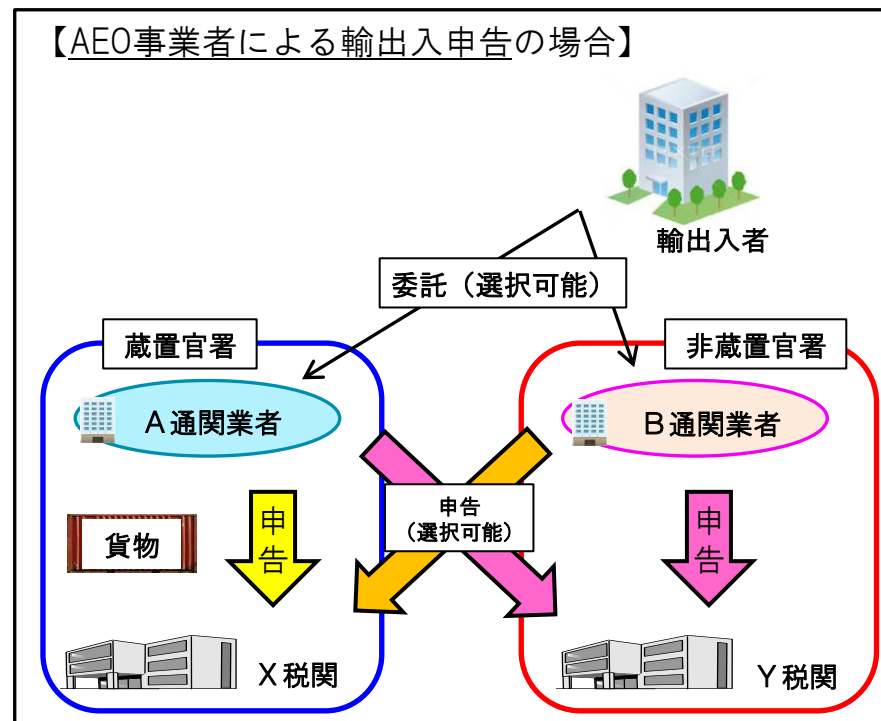
（注2）端数処理の関係でそれぞれの合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。

○ AEO制度を利用することで、通関所要時間の短縮が図られる（海上貨物）。

# 4. 貿易円滑化の推進 ～輸出入申告官署の自由化の概要～



自由化



- 貨物の輸出入申告は、蔵置官署（貨物が置かれている場所を所轄する税関官署）に対して行うことが原則。
- 他方、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲で、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能にすれば、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることができ、貿易円滑化に資する。
- このため、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者（輸出入者、通関業者）については、いずれの税関官署に対しても申告できることとする。【関税法の改正】

- 申告官署の自由化に伴い、通関業の営業区域制限を廃止する。【通関業法の改正】

## 4. 貿易円滑化の推進 ～通関関係書類の電子化・ペーパーレス化～



### 通関関係書類の電磁的記録による提出状況等

- 年々増大する輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）の導入・地域拡大を行い、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理。
- 2013年10月より、輸出入申告の際の通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能としている。2016年11月時点における電磁的記録による提出の割合は、輸出が約77%、輸入が約77%となっている。

### 目 標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進  
→通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化  
→民間の貿易取引の電子化の促進・NACCSとの連携

### 平成29年度（2017年度）の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進  
→他法令手続等に係る電子申請率の向上に向けた施策の検討
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）  
→損害保険業務のNACCSとの連携に向けた検討
- 通関手続に係る電子手続の原則化  
→通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出について更なる利用促進策を検討  
→マニュアル申告（書面による申告）の縮小に向けた環境整備（窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の促進等）  
→関係法令等の改正の検討（原則化の対象者及び手続の範囲等）

### 【参考】これまでの取組み

- 通関関係書類の簡素化  
簡易審査扱い（区1）とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略（2012年7月実施）
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出  
NACCSの新規業務により、通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能（2013年10月実施）
- 電磁的記録による提出が可能（原本提出又は提示が不要）な他法令確認書類の拡大  
食品衛生法、家畜伝染病予防法等に加え、新たに大麻取締法等を追加（2016年1月実施）

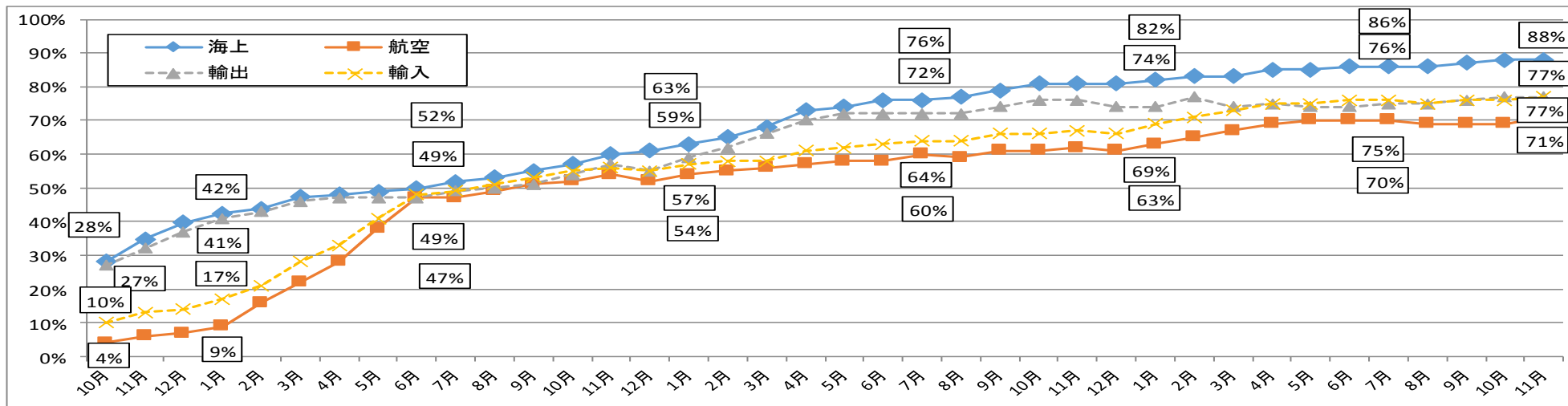
# 4. 貿易円滑化の推進 ~通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の利用状況~



○通関関係書類の提出が必要な申告（書類審査扱い（区分2）及び検査扱い（区分3））に占める電磁的記録により提出された申告の割合（マニフェスト等による輸出入申告を除く）

（注）マニフェスト等による輸出入申告

貨物の価格が20万円以下の輸出貨物（平成10年6月導入）又は課税価格が1万円以下の輸入貨物（平成13年4月導入）について、申告項目を大幅に簡素化したマニフェスト等による申告を認める制度



①貨物別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	11月	12月	H26 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
海上貨物	28	35	40	42	44	47	48	49	50	52	53	55	57	60	61	63	65	68	73	74	76	76	77	79	81	81	81	82	83	83	85	85	85	86	86	87	88	88	
航空貨物	4	6	7	9	16	22	28	38	47	47	49	51	52	54	52	54	55	56	57	58	58	60	59	61	61	62	61	63	65	67	69	70	70	70	70	69	69	69	71

②輸出入申告別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	11月	12月	H26 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
輸出申告	27	32	37	41	43	46	47	47	47	49	50	51	54	57	55	59	62	66	70	72	72	72	72	74	76	76	74	74	77	74	75	74	74	75	75	76	77	77
輸入申告	10	13	14	17	21	28	33	41	48	49	51	53	55	56	55	57	58	58	61	62	63	64	64	66	66	67	66	69	71	73	75	75	76	76	75	76	76	77

## 4. 貿易円滑化の推進 ～経済連携協定（EPA）とは①～

### EPA（経済連携協定）とは

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）とは、2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）による物品及びサービス貿易の自由化に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいう。

我が国は、現在16の国・地域とEPA（経済連携協定）を発効又は署名済であり、EPAの相手国からの輸入、また、EPA相手国への輸出について、それぞれのEPAで決められた「通常より低い関税率」（EPA税率）を適用することができる。

### EPAによって 関税が免除される例

【出所】経産省パンフレット及びWorld Tariff

輸出先国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	
ペルー	テレビ	6%	
オーストラリア	乗用車	5%	

- EPAでは、一般的な関税率から相手国との交渉によりさらに関税率を引き下げているので、多くの物品で関税負担を軽減。

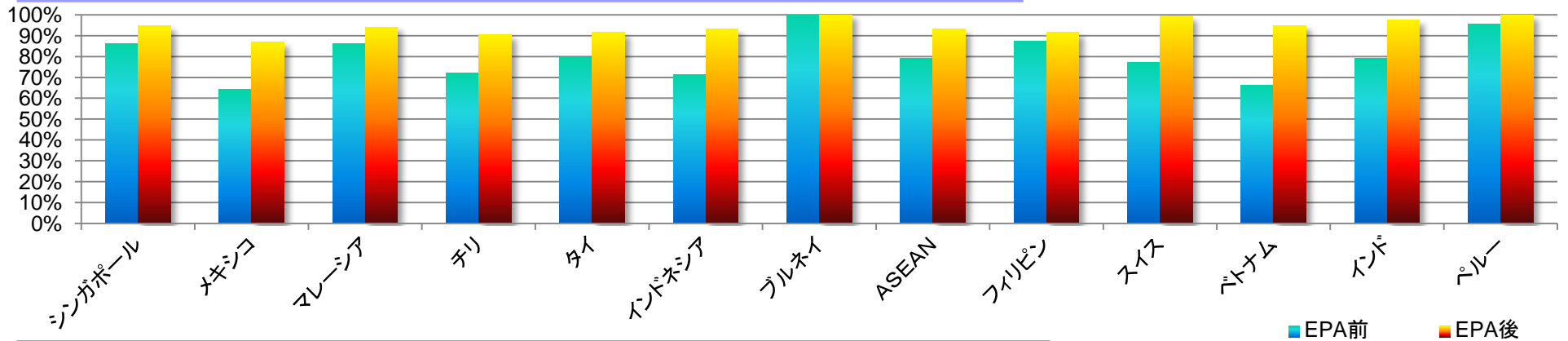


# 4. 貿易円滑化の推進 ～経済連携協定（EPA）とは②～

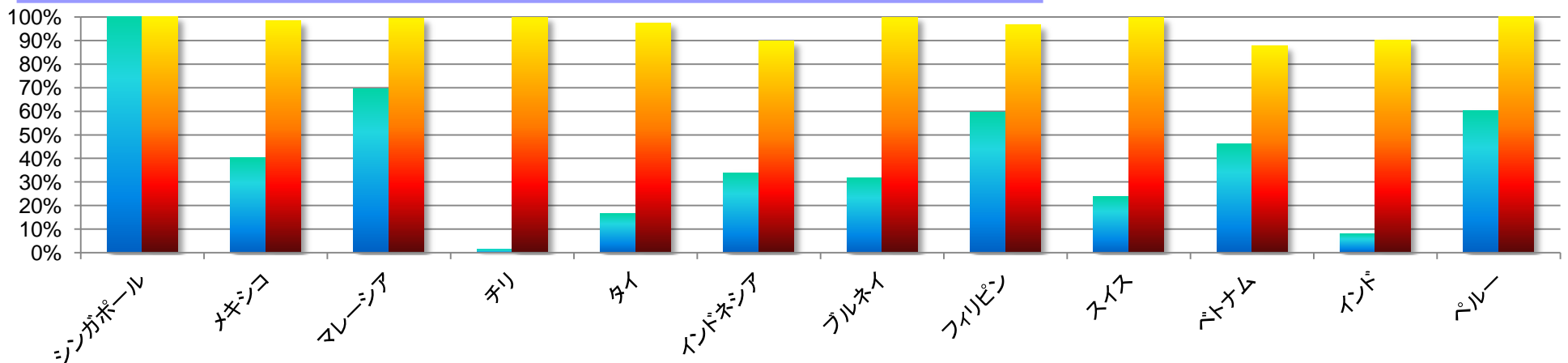


## 我が国のEPA締結前後の自由化率(貿易額ベース)

①相手国から日本に輸入する場合の日本の関税の無税化率



②日本から相手国へ輸出する場合の相手国の関税の無税化率



※ EPA後の無税化率は、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

※ EPA前の無税化率は、それぞれのEPA交渉において基準とした一定の時点での関税無税の割合を意味する。

# 4. 貿易円滑化の推進 ～各国との進捗状況～



(2016年6月時点)

: 共同研究等  
 : 交渉

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
韓国(注1)			12月												
GCC(注2)					9月										
ASEAN(注3) (投資・サービス)										10月					
カナダ									3月			11月			
コロンビア									11月			12月			
日中韓								5月				3月			
EU								7月				4月			
RCEP(注4)								9月				5月			
トルコ											11月			12月	

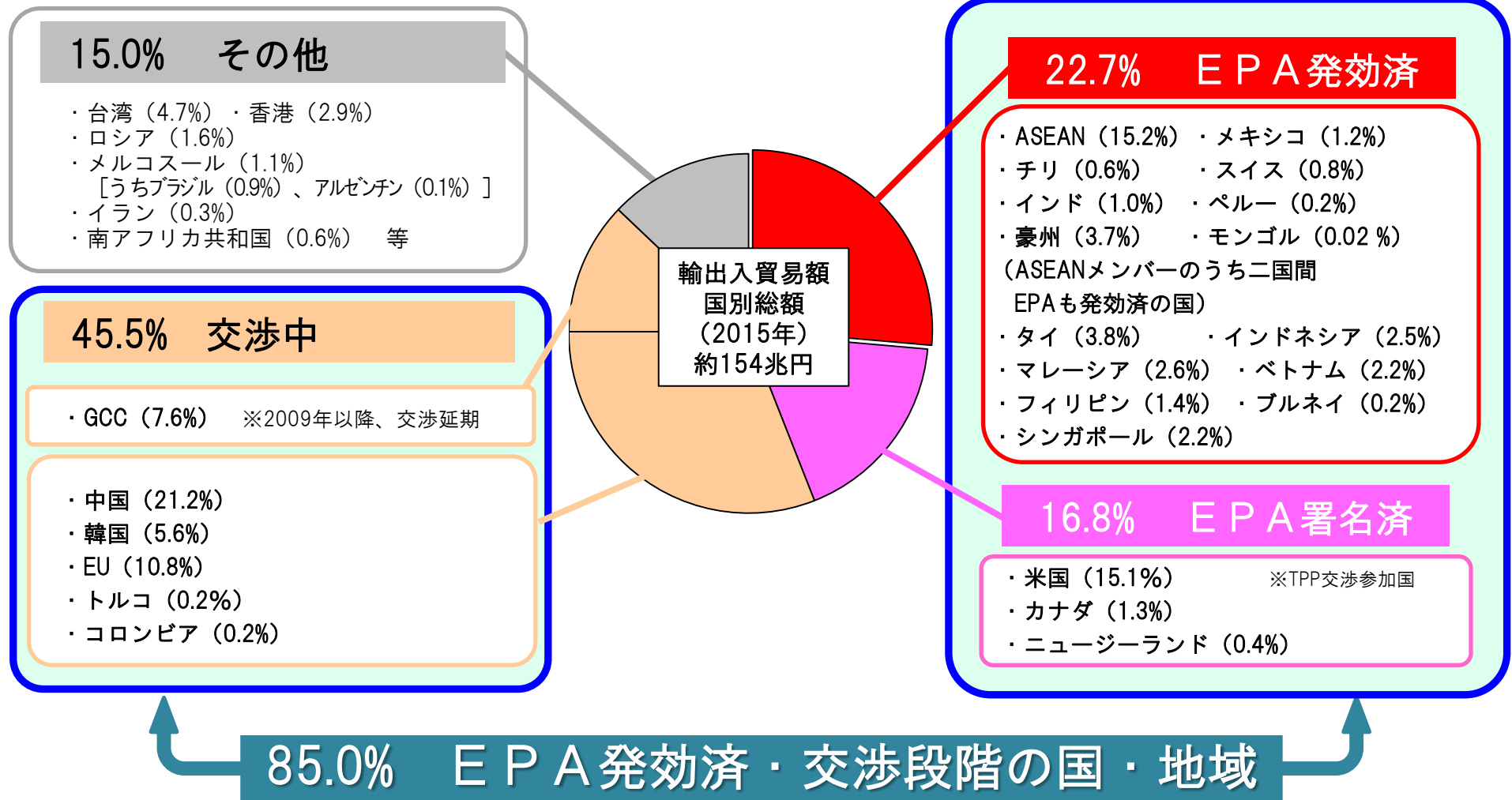
※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効(2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年4月発効(2012年4月改定)	スイス	2009年9月発効
マレーシア	2006年7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年9月発効	インド	2011年8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年3月発効
インドネシア	2008年7月発効	豪州	2015年1月発効
ブルネイ	2008年7月発効	モンゴル	2016年6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注5)	2016年2月署名(未発効)

(注1)日韓EPA: 1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。  
 (注2)GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。  
 (注3)日・ASEAN包括的経済連携協定: 物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。  
 (注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携): ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。  
 (注5)TPP(環太平洋パートナーシップ): シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

○ 日本は16の国・地域とEPAを発効又は署名済。9の国・地域との交渉を同時並行で行っている。

# 4. 貿易円滑化の推進 ～日本の貿易総額に占める国・地域別割合～



(注) F T A比率：F T A相手国（発効済国又は署名済国）との貿易額が貿易総額に占める割合

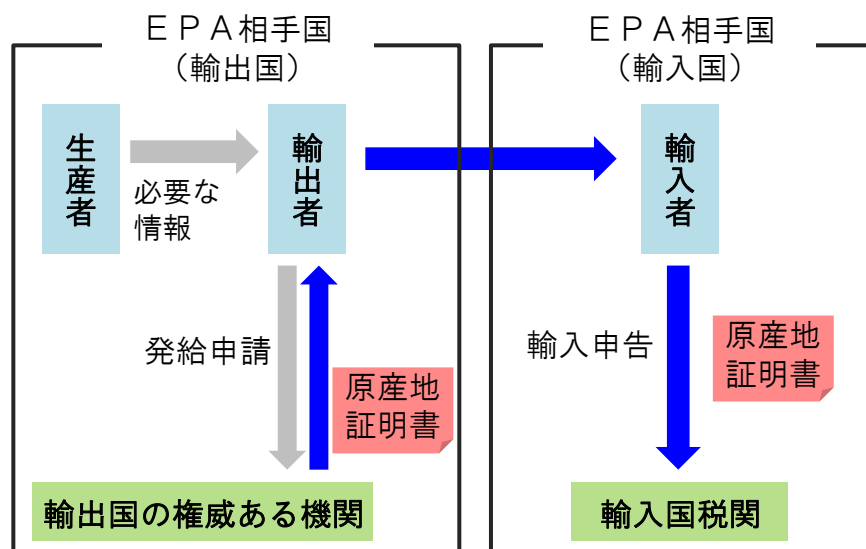
【出所】貿易額は、日本は財務省貿易統計（2015年）、他国は外務省作成データ（2014年）より引用。

○ 今後、仮に、現在交渉中のE P Aがすべて発効すれば、我が国貿易額の85.0%をE P A締約国が占めることになる。

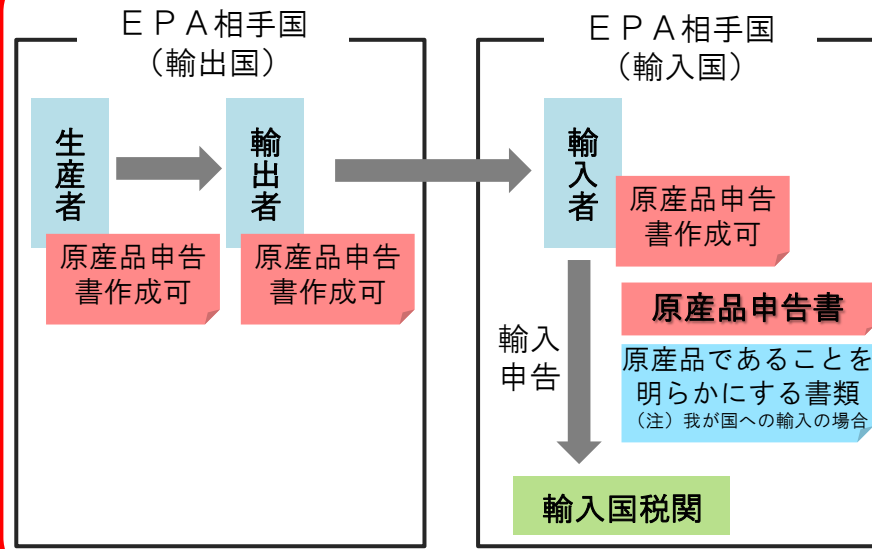
## 原産地証明制度

輸入される貨物が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法として、我が国のEPAでは、「第三者証明制度」や「自己申告制度」などが採用されている。

### 【第三者証明制度】



### 【自己申告制度】



- 我が国においては、自己申告制度は日豪EPAにおいて初めて導入された制度。  
(※米・カナダ等先進国のEPAで広く導入されている。)
- 自己申告制度の下では、原産地証明書の取得が不要であり、輸出入関係者の手続きが簡素となり、貿易の円滑化に資する。

## 4. 貿易円滑化の推進 ～EPAセミナーの実施～



民間事業者、特に中小製造者及び金融機関の方に対して、EPAに関する知識普及を目的としたセミナーを、東海財務局や名古屋国税局、各地の商工会議所等と連携した上で、管内各地で開催。

(2015事務年度は、計18回)

### ●2015事務年度の実績（2015年7月1日～2016年6月30日）

	開催回数	会場例	参加者数 (延べ)	主な主催者等
浜松地区	1回	グランドホテル浜松	253人	[主催]浜松商工会議所 [共催]浜松市、JETRO浜松
三重地区	1回	東海財務局津財務事務所	14人	[主催]東海財務局津財務事務所
岐阜地区	1回	岐阜県水産会館	94人	[主催]岐阜県 [共催]経済産業省
長野地区	2回	ホテル国際21	138人	[主催]JETRO長野
三河地区	5回	ホテルアークリッシュ豊橋	203人	[主催]東三河懇話会、(公社)東三河地域研究センター
名古屋地区	6回	ウィンクあいち	346人	[主催]中部食品輸出研究協議会 [支援]中小機構 中部本部
静岡地区	2回	伊東商工会議所	71人	[主催]伊東商工会議所

### ●2016事務年度の実績（2016年7月1日～2017年6月30日）

	開催日	会場	参加者数	主催者等
三河地区	2016年7月13日	西三河総合庁舎	68人	[主催]東海農政局 [協力]JETRO名古屋 他
三重地区	2016年7月19日	勤労者福祉会館	114人	[主催]東海農政局 [協力]JETRO三重 他
岐阜地区	2016年7月20日	ハートフルスクエアG	64人	[主催]東海農政局 [協力]JETRO岐阜 他
名古屋地区	2016年10月24日	熱田神宮会館	106人	[主催]名古屋国税局調査部所管法人会（中川法人会）
三河地区	2016年11月7日	岡崎ニューグランドホテル	61人	[主催]名古屋国税局調査部所管法人会（岡崎法人会）
岐阜地区	2016年11月15日	ホテルリソル岐阜	88人	[主催]名古屋国税局調査部所管法人会（岐阜県法人会連合会）
静岡地区	2016年11月17日	静岡商工会議所	190人	[主催]名古屋国税局調査部所管法人会（静岡県法人会連合会）
三重地区	2016年11月24日	津センターパレスホール	51人	[主催]名古屋国税局調査部所管法人会（三重県法人会連合会）
岐阜地区	2016年11月28日	じゅうろくプラザ	49人	[主催]岐阜県





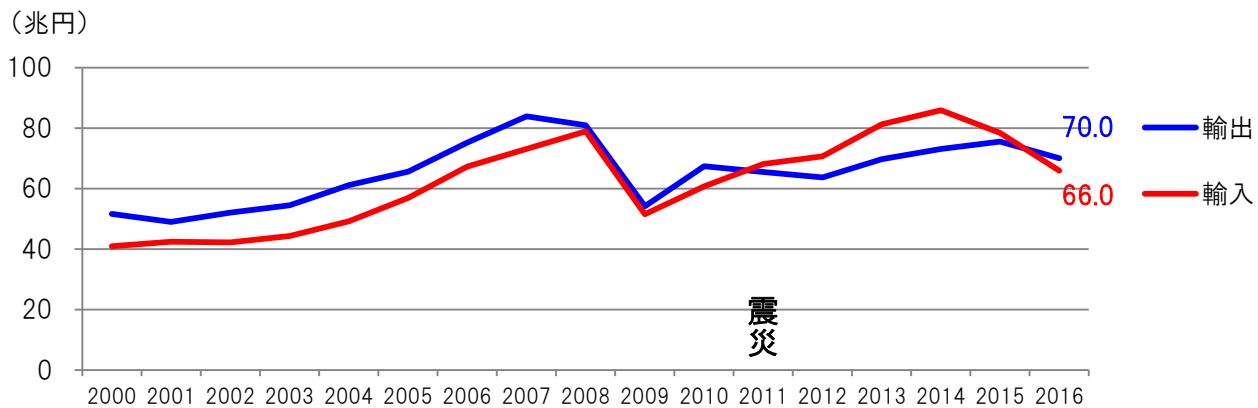
# 名古屋税関管内動向



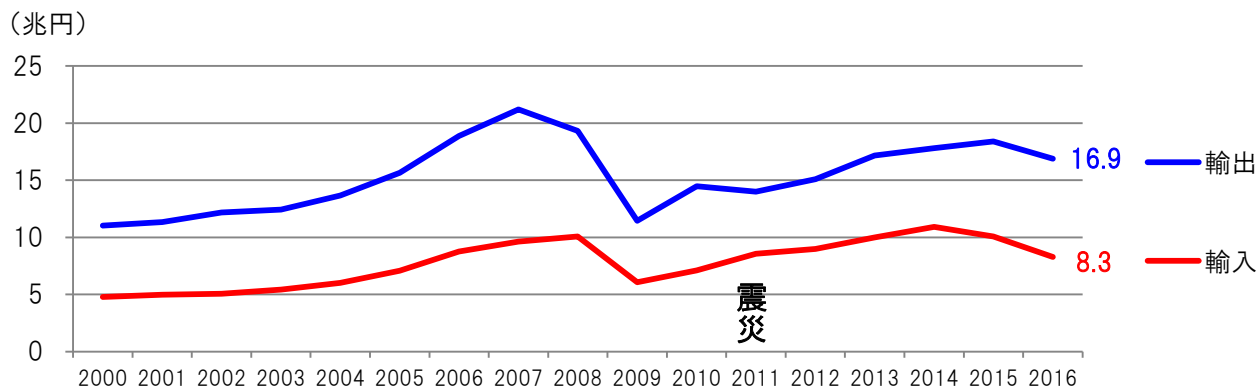
# 5. 管内貿易概況 ～我が国の貿易動向～



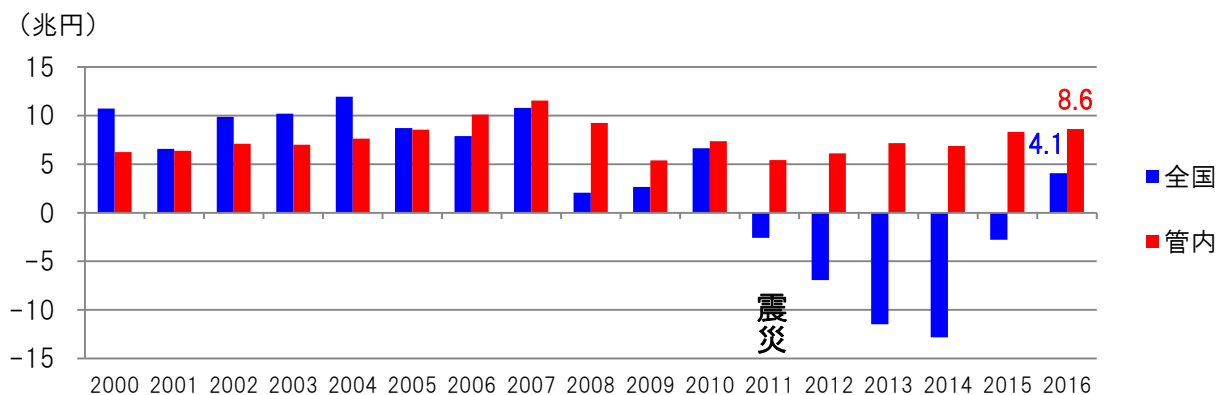
【全国】



【管内】



【差引額】



## ポイント

### 《全国》

○ 2011年の震災から赤字基調が継続したが、2014年以降、原粗油、液化天然ガス等の輸入価格下落を背景に、赤字幅が縮小傾向。

2015年には、2011年に赤字となって以降、初めて赤字幅を縮小した。

○ 2016年では、差引額が約4.1兆円の黒字。6年ぶりに貿易黒字となった。

### 《管内》

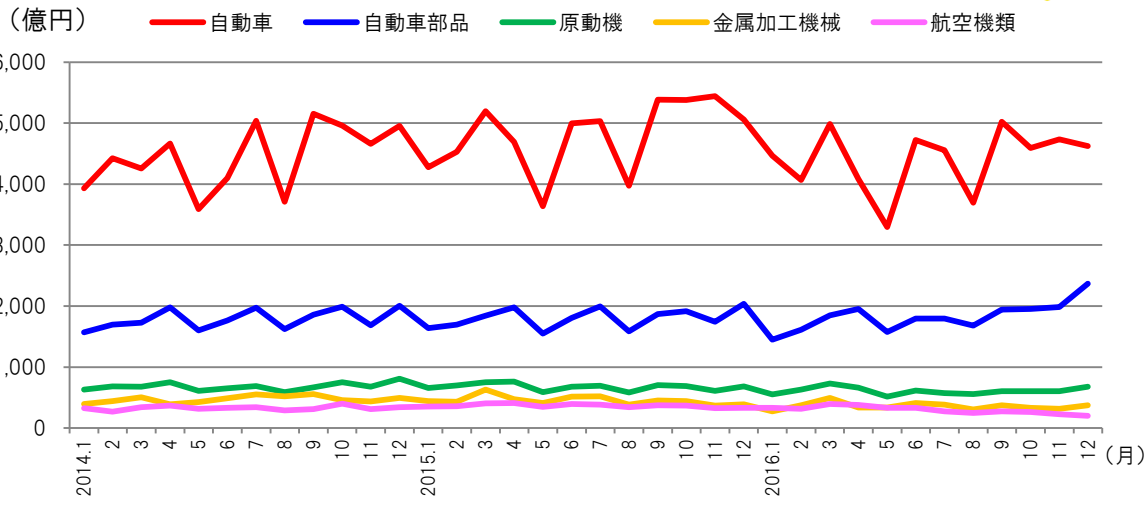
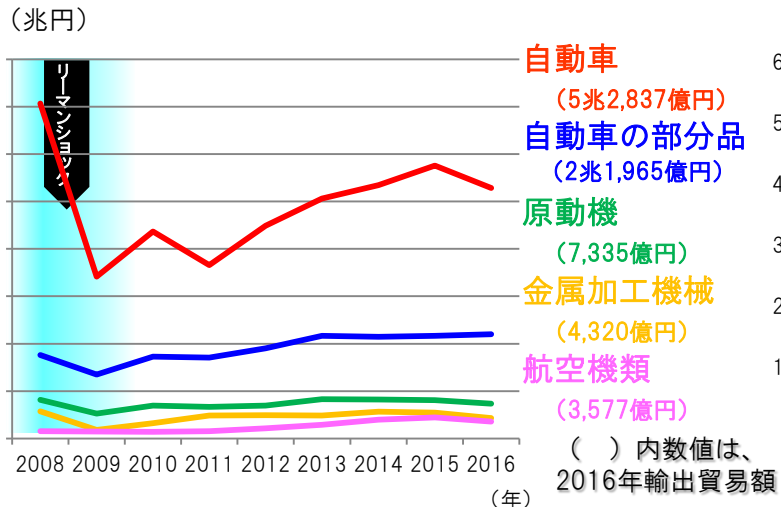
○ 名古屋税関管内の貿易収支は、黒字が継続。

○ 回復基調であるが、リーマンショック以前の水準まで回復していない。

# 5. 管内貿易概況 ～主要輸出入品目の貿易額推移～

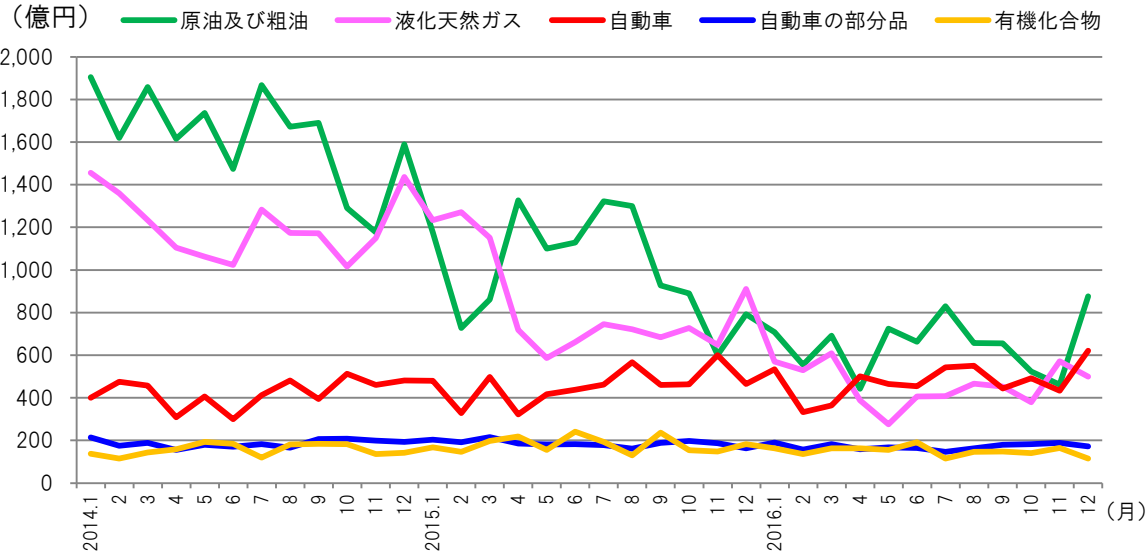
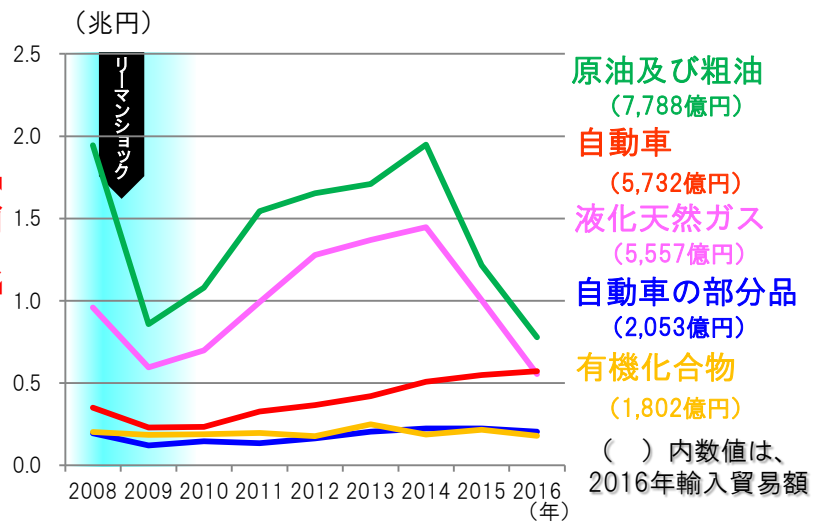


【輸出】



※ 自動車は輸出概況品コード「70503」、自動車の部分品は同「70505」、航空機類は同「70511」、金属加工機械は同「70107」、原動機は同「70101」による貿易統計集計値である。

【輸入】



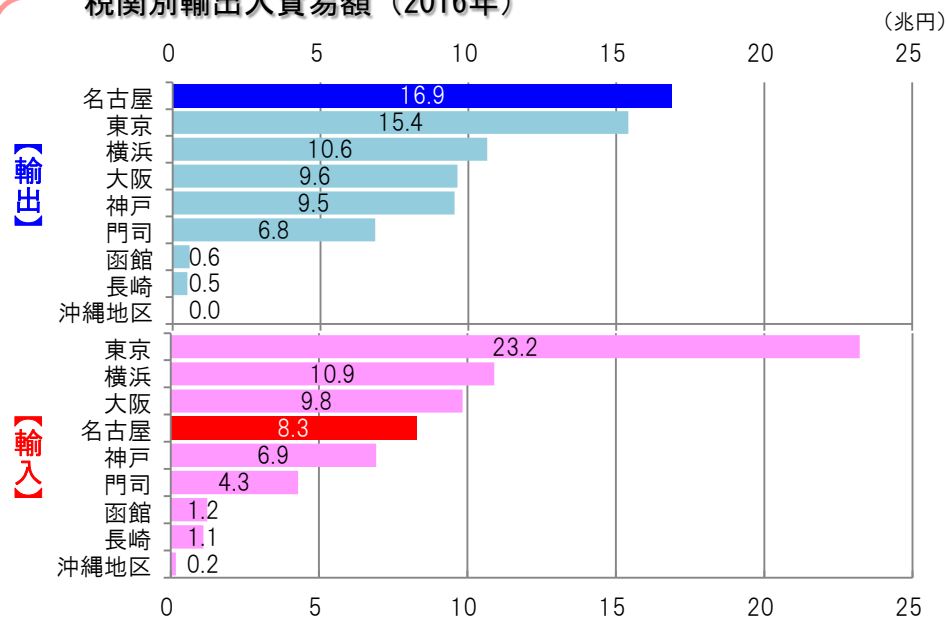
※ 原油及び粗油は輸入概況品コード「30301」、液化天然ガスは同「3050103」、自動車は同「70501」、自動車の部分品は同「70503」、有機化合物は同「50101」による貿易統計集計値である。

○ 原油及び粗油、液化天然ガスの輸入貿易額の減少が顕著である。

# 5. 管内貿易概況 ～2016年輸出入貿易額（税関別、港別）～



### 税関別輸出入貿易額（2016年）



輸出貿易額は、税関別全国第1位

### 全国港別貿易額順位表（2016年）

【輸出】

順位	港・空港名	貿易額 (億円)	前年比	全国比
1	名古屋港(1)	107,464	93.7%	15.3%
2	成田空港(2)	90,350	101.4%	12.9%
3	横浜港(3)	68,852	91.4%	9.8%
4	東京港(4)	58,209	93.2%	8.3%
5	神戸港(5)	51,100	92.1%	7.3%
8	三河港(8)	23,881	88.5%	3.4%
9	清水港(9)	17,476	96.5%	2.5%
15	中部空港(14)	8,528	83.0%	1.2%
16	四日市港(16)	7,960	86.2%	1.1%

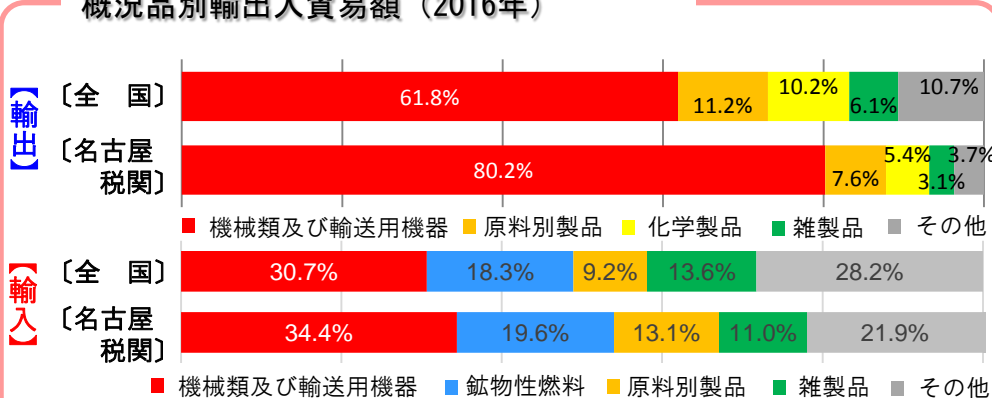
【輸入】

順位	港・空港名	貿易額 (億円)	前年比	全国比
1	成田空港(1)	113,097	89.7%	17.1%
2	東京港(2)	105,836	93.1%	16.0%
3	名古屋港(3)	44,779	82.9%	6.8%
4	大阪港(4)	43,395	86.8%	6.6%
5	横浜港(5)	37,976	82.1%	5.8%
11	四日市港(10)	11,265	67.8%	1.7%
14	中部空港(15)	9,066	82.7%	1.4%
16	清水港(18)	8,616	89.9%	1.3%
21	三河港(23)	6,409	100.6%	1.0%

※（ ）内は2015年の順位  
(億円)

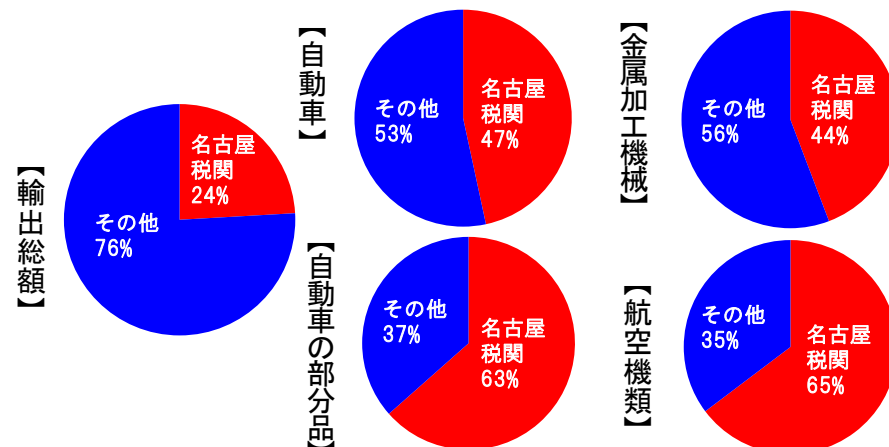
2016年の名古屋港の輸出貿易額は、全国第1位（5年連続）

### 概況品別輸出入貿易額（2016年）



管内輸出貿易額の約8割は、機械類及び輸送用機器

### 輸出貿易額に係る名古屋税関のシェア（2016年）



モノづくり基幹産業の名古屋税関管内のシェアは高い。



## 6. 平成29年度関税改正（概要）



### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等（関税定率法、関税暫定措置法の改正）

- 暫定税率（418品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度等について、適用期限を平成29年度末まで1年延長。  
（※）発泡酒、蒸留酒及び農林漁業用A重油（15品目）については、暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持。
- 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を平成31年度末まで3年延長。
- 沖縄における関税制度上の特例措置である特定免税店制度及び選択課税制度について、適用期限を、それぞれ平成31年度末及び平成30年度末まで延長。

### 2. 個別品目の関税率等の見直し（関税定率法、関税暫定措置法の改正）

- 子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の施行に伴い、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象に同事業に係る保育施設を追加。
- パラ-ニトロクロロベンゼン、玩具等の関税率を無税化等。

### 3. 特恵関税制度の見直し（関税暫定措置法施行令等の改正）

- 特恵適用実績や諸外国の動向などを踏まえ、特恵関税制度の全面適用除外措置の対象国の基準等を見直し。

### 4. 特殊関税制度の見直し（不当廉売関税に関する政令等の改正）

- 申請者の負担軽減等の観点から、不当廉売関税等の課税の求め（申請）に係る要件等を見直し。

### 5. 事前報告制度の拡充（関税法の改正）

- 東京オリンピック・パラリンピック等も視野に入れたテロ対策等の強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度等を拡充。

### 6. 犯則調査手続の見直し（関税法の改正）

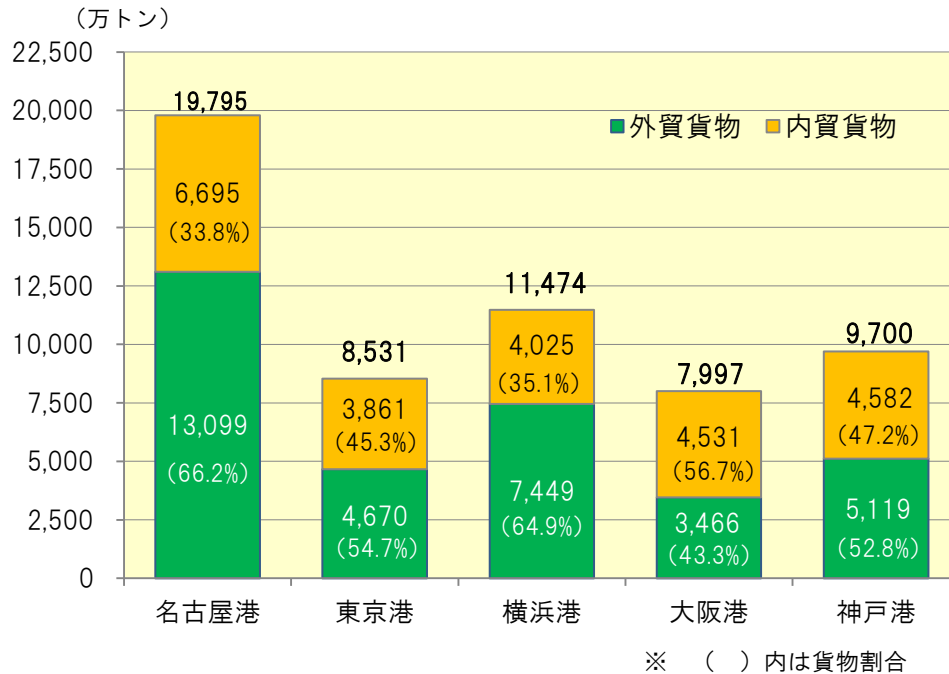
- 国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備。

### 7. その他（省令の改正等）

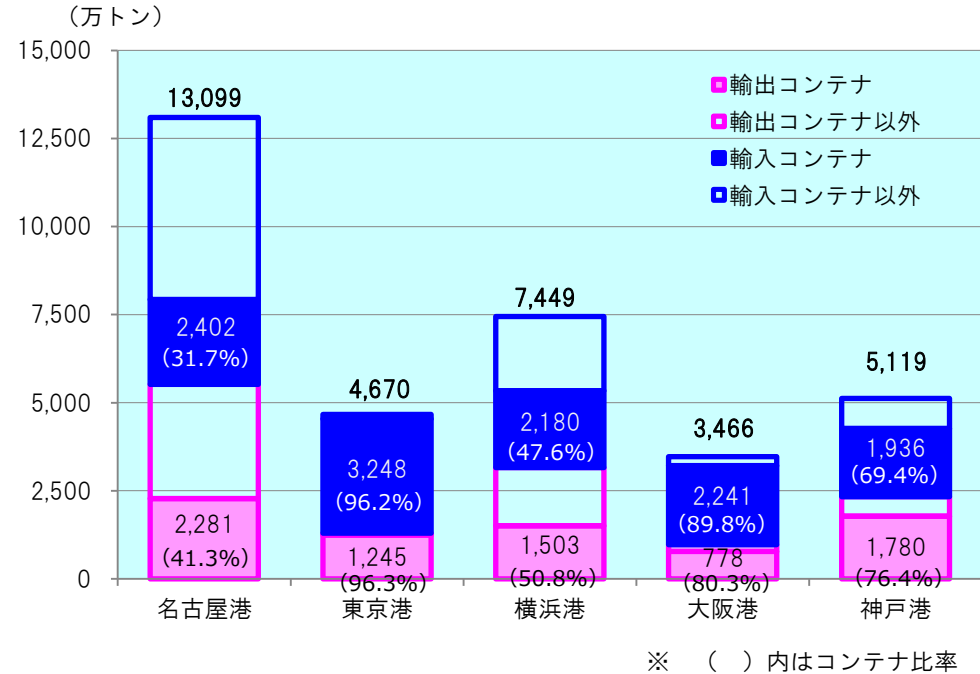
- 入国旅客の利便性の向上を図る観点等から、本邦国際空港等に到着時免税店（保税売店）を設置し、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度を適用。
- 生産資材の価格引下げの観点から、承認工場において製造される配合飼料の原料品の対象を拡充。



## 《5大港の総取扱貨物量（2015年）》



## 《外貿貨物に占めるコンテナ貨物量（2015年）》



## 《外貿貨物の上位3品目（2015年）》

【輸出貨物】

	名古屋港		東京港		横浜港		大阪港		神戸港	
1位	完成自動車	53.6	再利用資材	22.0	完成自動車	41.7	鋼材	17.6	産業機械	16.8
2位	自動車部品	16.5	産業機械	14.4	自動車部品	14.1	再利用資材	12.8	完成自動車	13.3
3位	産業機械	5.0	その他化学工業品	13.4	産業機械	9.0	染料・塗料等	10.5	染料・塗料等	12.4

【輸入貨物】

数値は構成比 (%) (重量ベース)

	名古屋港		東京港		横浜港		大阪港		神戸港	
1位	LNG	22.6	衣服・履物等	12.8	LNG	19.1	衣服・履物等	17.1	石炭	13.2
2位	鉄鉱石	13.6	電気機械	10.0	原油	14.2	電気機械	11.9	衣服・履物等	6.0
3位	原油	11.8	製造食品	7.1	製造食品	4.3	染料・塗料等	6.7	化学薬品	5.8

- 名古屋港の総取扱貨物量は、14年連続全国第1位。
- 名古屋港では、完成自動車（輸出）やLNG（輸入）の取扱いが多いため、コンテナ貨物量が少ない。

税関行政サービスに関するご意見やお気付きの点がございましたら、税関までお寄せください。

なお、名古屋税関ホームページのメールアドレスでもお受けしております。



税関イメージキャラクター  
「カスタム君」

### 税関のPR活動

税関では、貿易統計に係る「トピックス」のほか、水際取締り、麻薬探知犬の活躍ぶりなど

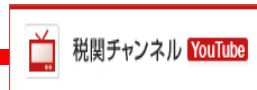
・税関 Facebook



・税関 Twitter



・税関チャンネル (YouTube)



で紹介しています。税関ホームページをご覧ください。



### 税関お問い合わせ窓口

- ・税関手続全般  
業務部税関相談官室 ㊦052-654-4100
- ・EPA・原産地規則  
業務部原産地調査官 ㊦052-654-4205
- ・EPAセミナー  
総務部総務課 ㊦052-654-4010
- ・AEO制度  
業務部認定事業者管理官 ㊦052-654-4169
- ・関税分類(税番)  
業務部関税鑑査官 ㊦052-654-4139
- ・消費税転嫁対策相談窓口  
業務部特殊鑑定部門 ㊦052-654-4124
- ・貿易統計  
調査部調査統計課 ㊦052-654-4172